

# リスクマネジメントから見た「鹿威し」の価値

～反社会的勢力等に対する予防対策の進め方～

山 田 秀 樹

はじめに

## 1 反社会的勢力等を追い払う「鹿威し」にみる対処

(1) 前提の説明

鹿威しとは「田畑など農業などに被害をあたえる鳥獣を威嚇し、追い払うために設けられる装置で、鳴子、かかし類の総称」とあります。

(2) 推察できる現状

(3) 今後の展開

各企業独自で強力な鹿威しを設けることを検討するか、実際の事案発生の状況に応じてその時に対処するののかという選択になります。

## 2 他の地域への移動の促進

(1) 対策の変化

リスクマネジメントは一般的な危機管理ではなく、多くの人が予想し難い出来事を想定しその措置手順を備えおくかという追求の事柄であると思います。

(2) 更なる工夫

## 3 柵での防護・電気ショックなどの防護

(1) レベルアップとして

(2) 根源対策に向けて

## 4 生態系の変化への転換・根源対策

(1) 見逃せない自然の変化に置き換えて

近年の尾瀬沼の景観、自然はどのように保たれているのかについて紹介したいと思います。

(2) 究極の対策

(3) 今後の動き

「ソーシャルリスクマネジメントは社会化したリスクの合理的処理で、いろいろな経済主体の相互協力によって社会化したリスクを克服しようとするシステムである」(リスクマネジメント総論・亀井利明、亀井克之共著・同文館出版第13章)

## 5 暴力団対策法の運用を活かす

(1) 法適用

同じ轍を踏まないということを感じるのが1991年(H3、5、15)制定された暴力団対策法です。この法律は与野党上げての賛成法案でした。法律制定について全く付帯決議もついていません。2021年(H4)には「特定」ということで、抗争関係の規制

がなされました。

(2) 不当要求についてのアンケート結果に見る問題

ア、2017年版発行誌掲載のアンケートから

現状での問題は、旧態依然として対応している企業がある現実です。平成19年6月に「企業活動からの反社会的勢力の排除」（犯罪対策等閣僚会議幹事会申し合わせ）という指針が出されました。その内容は反社会的勢力による被害を防止するための5つの原則として

- ①組織としての対応
  - ②外部専門機関との連携
  - ③取引を含めての一切の関係遮断
  - ④有事における民事と刑事の法的対応
  - ⑤裏取引や資金提供の禁止～個人的つながり、取引はありえない。
- というものです。

2017年版の「企業対策暴力の現状と対策」（全国暴力追放運動推進センター・警察庁組織犯罪対策部刊）でのアンケート（全国の企業10,000社を対象として、全回答3,210社）によれば過去5年間において暴力団からの不当要求を受けたことがある企業89社の内容は

- ①機関誌、書籍、名簿等の購読要求が44,9パーセント
  - ②因縁を付けて金品や値引きを要求が20,2パーセント
  - ③寄付金、賛助金、会費等を要求が13,5パーセント
- でした。そして同じく不当要求への措置結果としては
- ・不当要求には一切応じなかった企業72社
  - ・不当要求の意図に応じた企業14社
  - ・不当要求にすべて応じた企業3社

と回答しています。不当要求を受けた会社の約20パーセント（5社に1社）が旧態依然とした体制で臨んでいることが推察されます。先程の指針について知っていたかという問いについては知っていたとするものが59,1パーセントに至っています。

イ、2023年版発行誌掲載のアンケートから

その後、7年後に実施のアンケートの内容も変わりましたが、2023年版について見ると、「特定企業を対象とした反社会的勢力との関係遮断に関するもの」がありその内容を検証してみたいと思います。全国の企業（特定業種；解体業、生コンクリート製造業、飲食業、廃棄物処理業、娯楽業、風俗営業等）5000社を対象にしたものです。調査票の回収数は1378通で、回収率は27,6%でした。

(抜萃項目の説明)

- ①過去5年間に反社会的勢力から不当要求を受けたことがある企業18社
- 因縁を付けて金品や値引きを要求する行為～9社
  - 寄附金、賛助金、会費等を要求する行為～2社
  - みかじめ料（注1）や用心棒料を要求する行為～2社
  - 機関紙（誌）、書籍、名簿等の購読（入）を要求する行為～2社
  - 口止め料を要求する行為～1社

との回答になっています。

以下②～⑤まで過去5年間の反社会的勢力から不当要求を受けた経験がある企業18社の内容を説明することとします。

②不当要求の有無について

過去5年間に反社会的勢力から不当要求を受けた経験がある企業の割合は、全体の1, 3% (18社) となっています。

③不当要求の相手方について (複数回答)

その相手をどのように認識したかをみると、

◇相手が何者かわからなかった～6社

◇政治活動標ぼうゴロ (えせ右翼 (注2) 等) ～4社

◇暴力団ではないが、暴力 (暴力団員) と何らかの関係を有するもの～3社

◇いわゆる一般人～3社

◇暴力団員～2社

これらの内、過去5年間に不当要求を受けた相手が反社会的勢力であると認識した企業は10社でした。

④不当要求の対応について (複数回答)

◇警察と連携し対応した (法的措置を含む) ～5社

◇弁護士と連携し対応した (法的措置を含む) ～4社

◇インターネットを活用し、対応措置要領等を見て対応した～4社

◇その他の外部の専門機関と連携し対応した (法的措置を含む) ～1社

◇不当要求対応マニュアルに沿って対応した～1社

⑤不当要求な対処について

◇一切応じなかった～11社 (61%)

◇一部に応じた～5社

◇全てに応じた～2社

⑥不当要求に応じた理由について (複数回答)

前記⑤での回答内容の

「不当要求の一部に応じた」、

「不当要求の全てに応じた」

と答えた企業7社について、不当要求に応じた理由項目をすべて表示します。

◇トラブルの拡大を恐れたから～3社

◇威圧的だったから～2社

◇報復、糾弾等を受けることを恐れたから～2社

◇要求金額が少額であったから～2社

◇対応に不慣れであったから～1社

◇担当者個人で対応してしまった～1社

◇役員等の幹部が直接対応したから～1社

◇相手をするのが面倒になったから～1社

◇以前から応じており、断るのが困難だから～1社

◇他社でも応じていると聞いたから～1社

◇取引相手や関係者等に迷惑がかかると思ったから～1社

2017年の数字とはアンケート対象が異なるところがありますので、一概に比較することはできませんが、暴力団、反社会的勢力に対応する事なかれ主義の意識は根強くあることが感じられます。

### (3) 不当要求に応じた理由から考えられる問題点

#### ①会社組織としての対応の強化

不当要求などを担当する総務部門の独立した対応としないトータルの管理の構築が急務です。「何も起こらないところに危機感や緊張感を持続することはできない」という基本認識のもとに対応マニュアルを再検討する。

#### ②対応担当者の意識の改革と待遇の改善

専門性があるとして一つの係、一人の仕事として孤立隔離することは絶対に避けなければなりません。また、長年の経験、専門性に期待して現場に任せることがないよう個々人のマンネリ化についても期限を見てのチェックシステムを公に設定しておくことが大切です。

#### ③ハウレンソウ（報告、連絡、相談）の基本の表面化

### (4) 今後の課題に立ち向かうにあたって

暴力団対策法施行時の気運を取り戻すことが大切です。

管理体制においても、問題把握のパイプを詰まらせない責任を負う上司像が求められます。「イエスマン 嫌うわりには 側に置き」との川柳もあるところです。建前の苦情管理がまだまだはびこっていることで、反社会的勢力のつけ入るスキを作らない。

## まとめ

(元大阪府警察 労務管理士)

{参考文献}

- ・2023年版～暴力団情勢と対策～企業・行政対象暴力の現状  
(全国暴力追放運動推進センター・警察庁組織犯罪対策部)
- ・2017年版～企業暴力の現状と対策  
(全国暴力追放運動推進センター・警察庁組織犯罪対策部)
- ・ヤクザに弁当売ったら犯罪か？(宮崎学・ちくま新書)～2012, 5, 10
- ・リスクマネジメント総論(亀井利明・亀井克之共著・同文館)  
～2004, 3, 1(2009, 10, 15増補版)